別表第五第四号の表を次のように改める。

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	学科試験 イ　火薬類の知識 ロ　火薬類の取扱い ハ　発破の方法		

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第二条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条・第二条）」を「第一章　総則（第一条・第二条）　第一章の二　特別特定機械等（第二条の二）」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　特別特定機械等

（特別特定機械等）

第二条の二　労働安全衛生法（以下「法」という。）第三十八条第一項の厚生労働省令で定める特定機械等は、ボイラー（小型ボイラーを除く。次章において同じ。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。第三章において同じ。）とする。

第三条第一項中「（小型ボイラーを除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第四条の二を削る。

第五条第一項中「当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長。以下この条において同じ。）の、特定廃熱ボイラーであるときは法第三十八条第一項」を「同項」に改め、同条第二項中「所轄都道府県労働局長又は」を削り、同条第三項中「構造検査を行う者（以下「構造検査実施者」という。）」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第四項中「構造検査実施者」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第五項中「所轄都道府県労働局長」を「登録製造時等検査機関」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（組立式ボイラーにあつては、当該ボイラーの設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録製造時等検査機関」とする。

第七条第一項中「当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは所轄都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは」を削り、同条第二項中「所轄都道府県労働局長又は」を削り、「溶接検査を行う者（以下「溶接検査実施者」という。）」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第三項中「溶接検査実施者」を「登録製造時等検査機関」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第七条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

第十二条第一項中「それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは」を削り、同条第二項中「当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは」を削り、同条第三項中「都道府県労働局長又は」を削り、「使用検査を行う者（以下「使用検査実施者」という。）」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第五項中「使用検査実施者」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第六項中「都道府県労働局長」を「登録製造時等検査機関」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が使用検査の業務を行う場合における規定の適用）

第十二条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の使用検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。

第十五条第二項中「、所轄労働基準監督署長を経由し」を削り、「都道府県労働局長」を「者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　移動式ボイラーのボイラー検査証の再交付を受けた者は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出て、事業場の所在地、名称、種類及び有効期間その他必要な事項について記載を受けなければならない。

第二十四条第二項第二号中「廃熱ボイラーについては」を「火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラーについては」に、「当該廃熱ボイラー」を「当該ボイラー」に改める。

第三十九条の二中「ボイラーに係る」を「第三十八条第二項の」に、「における第三十八条第二項の規定の適用については」を「においては、同項の規定を適用する。この場合において」に改める。

第四十四条第二項を削る。

第四十八条中「（移動式ボイラーのボイラー検査証にあつては、所轄労働基準監督署長を経由し、当該ボイラー検査証を交付した都道府県労働局長）」を削る。

第四十九条中「（小型圧力容器を除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第五十一条第一項中「当該第一種圧力容器について所轄都道府県労働局長（設置地で組み立てる第一種圧力容器にあつては、その設置地を管轄する都道府県労働局長。以下この条において同じ。）」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条第三項及び第四項中「所轄都道府県労働局長」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が構造検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十一条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の構造検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長（設置地で組み立てる第一種圧力容器にあつては、その設置地を管轄する都道府県労働局長）又は登録製造時等検査機関」とする。

第五十三条中「所轄都道府県労働局長」を「登録製造時等検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働局長が溶接検査の業務を行う場合における規定の適用）

第五十三条の二　法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が前条の溶接検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合においては、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「登録製造時等検査機関」とあるのは「所轄都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関」とする。